

事一1704 吉日  
2017年5月吉日

健 診 医 療 施 設  
経 営 者 の 皆 様  
御 中

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-26-5  
代々木シティーホームズ505号  
一般社団法人健康評価施設査定機構  
理事長 佐藤 祐造

### 健康評価施設査定機構の登録会員募集について

1960-1970年代に全世界的に「知る権利、選ぶ権利、安全を求める権利、意見を聞いてもらえる権利」を標榜する消費者運動が occurred。その一環として、全ての領域において利用者の視点からの第三者評価が求められるようになってきました。健康づくりの分野、中でも健康診断は二次予防への担い手として、重要な役割を果たしてきており、利用者にとって、信頼して健診ができる施設を探し出す手がかりが大切になってきました。そのために中立、公平な立場で健診等を行う施設を評価し公表する第三者評価が必要となり、健康評価施設査定機構は、それらの役割を果たすために2006年9月に設立された国内最初の機関です。2008年4月からは特定健診・特定保健指導も開始され、増々健診施設の設備・要員・運用の充実が望まれます。本機構は健診施設と利用者を結ぶパイプ役として健康増進に貢献します。

本機構では、只今、登録会員を募集しています。登録会員には、まず健診施設やスポーツセンター施設等について登録内容の調査にご協力いただきます。登録会員の正確な情報を把握するとともに、会員施設の将来の優秀施設認証を受審される際の重要な資料として活用いたします。本機構の登録会員になりますと、広報誌「すこやか」が配布されますし、PR用のポスターへの施設名が掲載されなど、いろいろな利点がございますので、是非共本機構の登録会員に募集して頂きますようご案内申し上げます。

- 添付資料
1. 「健康評価施設査定機構の「登録会員」になりませんか？」
  2. 一般社団法人 健康評価施設査定機構の役員・運営・評価について
  3. 登録会員申込書
  4. 広報誌「すこやか」

ご不明な点が御座いましたら、下記へお問い合わせください。

お問合せ先 一般社団法人 健康評価施設査定機構 事務局  
電 話 : 03-5360-6348 FAX : 03-5360-6349  
URL : <http://www.jcah.jp/>  
E-mail : [kenko-hyouka@jcah.jp](mailto:kenko-hyouka@jcah.jp)

## 1. 「健康評価施設査定機構の「登録会員」になりませんか？」

2006年9月に発足した「健康評価施設査定機構」では、健診施設やスポーツセンター施設の「登録会員」を募集しています。次のような利点がございますので、是非登録会員になることをお勧めします。

### 1) 「健康評価施設査定機構」とは？

病院や健診施設のように国民の健康に大きな影響を持つサービスを提供する施設では、そのサービスの質が重要であることは言うまでもありません。通常のサービス施設では、サービスを受ける利用者が質の良いところを選択することはできますが、医療関連施設では、利用者がその質を判断することには困難があります。そのために中立で、公平な立場で第三者がその質を評価して利用者にその情報を提供することが必要となります。そのために、健康評価施設査定機構が発足いたしました。詳細は、本機構のホームページをご覧ください。

<http://www.jcah.jp/>

### 2) 「健康評価施設査定機構」の評価について

今まで関係者の努力にかかわらず、万人の認める健診施設の評価方法が確立されているわけではありません。また、2008年から開始された「特定健診・特定保健指導」においても厚生労働省より測定基準は示されましたが、それらの実績と具体的効果は定かではありません。昨年からは第2次の「特定健診・特定保健指導」が開始され、特定保健指導が一層重視されています。他方、健診施設にも数多くの種類がありますので、これらを一律に評価することもできません。即ち、評価方法も多くの研究すべき課題・問題が残っています。

そのため、「健康評価施設査定機構」の評価方法の基本は、「権威者が取り締まる」という上意的な視線ではなく、健診利用者の立場に立って、今ある健診施設やスポーツセンター施設と共同して良いサービスを提供するための最良な方法を開発することにあり、評価基準も絶対的なものでなく、時代のニーズにより変化いたしますので、その都度評価基準を見直し設定することにしています。

多くの健診施設やスポーツセンター施設等の登録会員より頂いた調査票より、項目毎に数値化し、重み付けを行い、それらを統計分析して客観的に評価します。登録会員施設には評価結果をフィールドバックして、自分の施設の実態を理解した上で施設の質改善に努力して頂くことができます。

### 3) どのような施設からデータを集めるのですか？

施設調査に協力していただける健診関連施設は、健康評価施設査定機構に登録していただきます。登録された健診関連施設を「登録会員」といたします。「登録会員」は、健康評価施設査定機構から送付されます「健診施設アンケート調査」や「総合健診施設機能調査票」及び「スポーツセンター施設機能調査票（E票）」や「スポーツセンター施設アンケート調査票（F票）」等を自己評価で記入して返送していただきます。

「登録会員」になると、施設機能調査に協力する代わりに、施設調査の統計結果を受取ることができますので、それらの評価から自分の施設の質の改善目標を定めて努力していただければ、健診施設の質の向上は期待できます。このような方法を「ベンチマーク方式」と呼び、健康評価施設査定機構の重要な活動の一つです。

#### **4) 登録会員になる利点と負担経費について**

上述した統計分析結果を受取ることも大きな利点ですが、その他にも、ホームページ上には、施設名を紹介し、また、「査定機構」の開催する講習会や研修会などに参加することもできます。更に、広報誌「すこやか」の購読（無料）も可能ですし、優秀施設認定を受けた場合にはこの広報誌に掲載され公開されますので自分の施設のPRとなるでしょう。

「登録会員」の会費は年1万円で御座いますが、出来るだけ多くの施設に加入して頂く事を目指しています。

#### **5) 「健康評価施設査定機構」は施設の認定はおこなわないのですか？**

「健康評価施設査定機構」は登録会員及び認定施設のなかで希望する施設には、国際基準に準拠した調査項目と評価基準により施設の利用者やアウトカム効果判定の視点から、本機構の施設認定委員会の審査委員による実地調査をおこない、評価基準をクリアした健診施設およびスポーツセンター施設を本機構が公認する「優秀施設」として認定しています。

認定のためには、経費が発生しますので、ある程度の審査料をいただくことが必要になりますが、その費用な上記の手續などを勘案して設定したもので決して高額である必要はないと考えています。実地審査を行う「優秀施設認証」の初回の審査費用は20万円で、認定期間は3年間でございます。

なお、「優秀施設認定事業」は健康評価施設査定機構が独自に有料で実施する認定事業でございます。日本総合健診医学会の優良総合施設認定の新規取得・更新のための充足条件ではございませんので、予めご了解頂きます様お願い申し上げます。

#### **6) 日本総合健診医学会及びその他団体の健診施設の第三者評価として審査・認定について。**

「健康評価施設査定機構」は日本総合健診医学会の優良総合健診認定施設、或いはその他団体の健診施設で、当査定機構の会員施設となっている施設には、第三者評価として審査・認定の事業を行っております。

この第三者評価における認定期間は3年間で、その手續費用は、原則無料でございます。

以上が、「健康評価施設査定機構」の基本的な考え方と運営方法でございます。

是非とも多数の施設の皆様に「登録会員」になっていただきますよう、ここにお願い申し上げる次第です。

## 2. 健康評価施設査定機構の役員、運営及び評価について

1) 「健康評価施設査定機構」は下記の先生方が役員に就任されています。

理事長（兼施設認定委員長）	佐藤 祐	愛知みずほ大学学長兼大学院人間科学研究科教授 名古屋大学医学部名誉教授
副理事長（兼総務財務）	中江 公裕	獨協医科大学名誉教授
理事（兼施設認定委員）	佐々 寛己	元大垣市民病院副院長
理事（兼施設認定委員）	杉田 稔	東邦大学名誉教授
理事（兼広報担当）	増田 和茂	公益財団法人健康・体力づくり事業財団 常務理事
監事（兼施設認定委員）	近藤 啓文	元北里大学医学部 客員教授
理事（兼施設認定委員）	中村 賢	元北里大学医療衛生学部教授
施設認定委員	久我 正	元あいち健康プラザ 副センター長

2) 運営方法：

本機構の事業に賛同し、支援して頂ける個人及び団体等なら広く寄付を募っています。

更に、運営費は本機構の優秀施設認証を受ける施設が負担する審査評価料と、本機構の公益目的事業より得る収入によって運営しています。

3) 評価・審査方法

本機構の「優秀施設認証」の受審を希望する登録会員及び認定施設は、所定の「優秀施設認証申込書」を記入し、審査評価料振込書を添付の上、本機構の認定事務局宛に申込みを行います。

本機構より送付された調査票には自己評価で記入し手頂き、認定事務局宛返送して頂きます。

本機構の施設認定委員会で書類審査を行い、更に実地審査を行った上で評価を行い、最終の施設認定委員会にて本機構が公認する「優秀施設」として認定いたします。これらの施設には認定証と「認定証盾」を交付しております。

## 会費の登録方法について

### 1. 登録会員の会費

10,000円/年

注) 今回は、平成29年度(2017年4月1日~2018年3月31日)会費です。

### 2. 振込先

下記の口座にお振込みお願い致します。

※恐縮ですが、お振込手数料は、各施設においてご負担下さいますようお願いいたします。

#### 【振込銀行口座】

三井住友銀行 新宿通支店 銀行コード：0009 支店コード：661  
普通預金 NO. 8083549  
口座名義 一般社団法人 健康評価施設査定機構

注) ご使用のATM等によっては、旧口座名義(有限責任中間法人 健康評価施設査定機構)が表示されることがございますが、旧口座名義でもご入金頂けます。

### 3. 注意事項

- ① 会費は、登録会員の年会費(4月~3月)となりますので、途中入会の場合も年会費が必要となりますが、入会時以降事業年度残余期間が僅少の場合には、入金した年会費は次年度の年会費とさせていただきます。
- ② 会費は、全額一括して前納制となっております。  
二年度以降で、年会費が前納されない場合は、健診等施設調査票への参加ができなくなりますのでご注意ください。
- ③ 一旦納入された会費は、退会においても一切返金の請求は出来ませんので、ご了承ください。
- ④ 銀行振込(ATM又は振込用紙)の際、下記の様に「登録申込」の旨をご記入下さい。

※銀行振込ご依頼人名義記入例：トウロク〇〇〇〇ケンシンセンター

- ⑤ 領収書は、振込銀行機関の領収書を以て替えさせていただきます。ご了承下さい。
- ⑥ ご入金の確認のため、振替(送金証明書)のコピーは必ず登録会員申込書に添付をお願いいたします。

※インターネットによる振込の場合は、振込名義・振込金額・振込日の分かるものをプリントアウトして添付して頂くか、又は、手書文書でお願い致します。  
尚、ご入金の確認が出来ない場合は、本機構の調査票類の発送は出来ません。  
ご注意をお願い致します。

### 4. その他

「請求書」または「領収書」が必要な場合は、別途ご連絡下さい、

以上